

経済戦略局 所管するスポーツ及び文化関連施設等の安全管理に係る指導監督及び連絡調整等の業務 会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、経済戦略局所管するスポーツ及び文化関連施設等の安全管理に係る指導監督及び連絡調整等の業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 論文・書類選考
- (2) 口述・面接試験

(再度の任用)

第3条

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(勤務時間)

第4条

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

- (1) 勤務日数
1日 7時間 30分の勤務時間で週4日の勤務日
- (2) 勤務時間
午前9時00分～午後5時15分まで
- (3) 休憩時間
午後0時15分～午後1時00分まで

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 「所管するスポーツ及び文化関連施設等の安全管理に係る指導監督及び連絡調整等の業務を行う非常勤嘱託職員要綱」については廃止する。